

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務取扱要綱

(令和6年1月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、組合の全ての職員（嘱託職員、アルバイト・パート職員等を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この要綱の管理責任者は、事務局長とする。

(電子取引の範囲)

第4条 組合における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) EDI取引
- (2) 電子メールを利用した請求書等の授受（添付ファイルによる場合を含む）
- (3) クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- (4) ウェブサービスを利用した請求書等の授受
- (5) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用した請求書等の授受
- (6) USBメモリやDVDなどの記録媒体を利用した請求書等の授受
- (7) 上記に掲げるものの他、電子データにより行われる各種の取引に係る請求書等の授受

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、次条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- (1) 見積書
- (2) 契約書
- (3) 発注書
- (4) 納品書
- (5) 預り証
- (6) 請求書
- (7) 領収書
- (8) 借用証書
- (9) 上記に掲げるものの他、電子データにより行われる各種取引に係る書類等

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者（以下「取引管理責任者」という。）及び処理責任者は以下のとおりとする。

- (1) 取引管理責任者 経理課 課長
- (2) 処理責任者 経理課 課長補佐又は係長

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、取引管理責任者へ提出すること。

- (1) 申請日
- (2) 取引日
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

2 取引管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 取引管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付するとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を取引管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

取引情報訂正・削除申請書

下記の電子取引について、訂正・削除が生じたため、申請します。

処理責任者記入欄

申 請 日	年 月 日
取 引 日	年 月 日
取 引 件 名	
取 引 先 名	
訂 正 ・ 削 除 日	年 月 日
訂 正 ・ 削 除 内 容	
訂 正 ・ 削 除 理 由	
処 理 担 当 者 名	
処 理 責 任 者 名	

取引管理責任者記入欄

取引管理責任者名	
処 理 確 認 日	年 月 日

取引情報訂正・削除完了報告書

下記の電子取引について、訂正・削除が完了したため、報告します。

処理責任者記入欄

処理責任者名	
報告日	年 月 日
訂正・削除日	年 月 日
取引日	年 月 日
取引件名	
取引先名	

取引管理責任者記入欄

取引管理責任者名	
処理確認日	年 月 日